

議案第73号

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正概要

1 改正理由

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業に従事する場合には、当該作業の危険性等を考慮し、国家公務員の取扱いに準じて、現行の防疫手当の特例としての防疫手当を支給していたが、本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことにより、国家公務員は特例としての防疫手当を廃止していることに準じて廃止する。

2 改正内容

新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れる病院又は宿泊施設その他これらに準じる場所として「市長が定める」場所において、新型コロナウイルス感染症から住民の生命及び健康を保護するために緊急に行われる措置に係る作業であって「市長が定める」ものに従事したときに、防疫手当の特例としての防疫手当の支給について定める附則の規定を削る。

3 支給対象としていた作業場所及び作業内容

(1) 作業場所

診療所、救急車内、火葬場

(2) 作業内容

患者対応、救急搬送、火葬業務

4 手当額

(1) 特例に該当する作業に従事する場合

1日3,000円

(2) 特例に該当する作業のうち、患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事する場合

1日4,000円

5 阪神間各市の状況

阪神間各市においても、国家公務員の取扱いに準じて5月8日以降は支給していない。

6 施行日

公布の日から施行する。